



お子さまの名前を決めるときの

チェックポイント

ポイント①

名前に使用できる文字か確認しましょう

💡 名前に使用できる文字は戸籍法により定められており、**常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナ**が使用できます。

💡 名前に使用できる漢字は法務省のHPで確認できます。

子の名に使える漢字 🔍

ポイント②



名前の振り仮名は
一般の読み方によるものですか？

💡 法律の改正により、令和7年5月26日から戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになりました。
この改正に伴い、**振り仮名として記載できる読み方のルール**も設けられました。

💡 名前の振り仮名を審査する際、**一般の読み方によるものであると確認できない場合、資料の提出を求める場合**があります。

💡 出生届出時、名前を決める際に参照した辞典、新聞、雑誌、書籍、その他一般に頒布されている刊行物またはその写しを持参してください。



名前の振り仮名に関する詳しいルールは裏面をご覧ください。

振り仮名のルール

氏名として用いられる文字の読み方として一般的に認められるもの



漢和辞典等に掲載されている読み方



漢和辞典等に掲載されていない読み方であっても、文字の音訓または字義との関連性を認めることができる読み方

一般の読み方として認められる読み方の例

①音読みまたは訓読みの一部を当てたもの

例 心愛（ココ・ア）、桜良（サ・ラ）

②漢字からなる単語に、熟字単位で訓読みを当てたもの

例 飛鳥（アスカ）、弥生（ヤヨイ）、五月（サツキ）、百合（ユリ）

③置き字（直接読まないもの）

例 美空（ソラ）、彩夢（ユメ）



一般の読み方として認められないもの

①漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方

例 高をヒクシと読ませる

②読み違い、書き違いかどうか判然としない読み方

例 太郎をジロウ、サブロウと読ませる

③漢字の持つ意味や読み方との関連性をおよそまたは全く認めることができない読み方

例 太郎をジョージ、健をケンイチロウと読ませる

④差別的・卑わい・反社会的な読み方など子の利益に反する読み方